

令和7年度文部科学省選考採用試験（係長級・一般職相当）
公募要領

令和7年9月16日
文 化 庁

1. 職務内容

- ・国家公務員一般職相当の者として採用し、文化行政に関する政策の企画及び立案又は調査に関する事務に従事する係長級職員として任用します。

【主な担当業務】

- ・文化財の保存・活用に関すること
- ・文化財の国際協力、ユネスコ世界文化遺産、無形文化遺産に関すること
- ・クリエイターの育成等、マンガ・アニメ・ゲーム等の振興に関すること
- ・芸術に関する教育の推進に関すること
- ・劇場、音楽堂、美術館その他文化施設の振興に関すること
- ・著作権、著作隣接権の保護及び利用に関すること
- ・文化投資等、産業界との連携の枠組みの構築に関すること
- ・国語の改善及びその普及に関すること
- ・宗教法人の行政事務に関すること
- ・文化観光、食文化の推進に関すること 等

※採用後は、本人の希望を考慮しつつ、組織の人材育成方針や経歴、適性を踏まえて、他の文部科学省所管業務の担当部署へ配属されることもありうる。

2. 求める人材

- (1) 公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- (2) 課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力を有する者
- (3) 民間企業等の職務経験を通じて、その知識及び能力を活かし、職務に従事する資質を有する者
- (4) 採用後の研修又は職務経験を通じて、自身の更なる成長が見込まれる資質を有する者
- (5) 京都庁舎、東京庁舎の双方の勤務地で働くことを厭わない者

3. 応募資格

次の(1)から(3)までのすべてに該当する者

- (1) 大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及びこれらと同等以上の学力を有すると認められる者
- (2) 一定の職務経験（採用日時点において、大学院を修了した者は修了後6年以上、大学を卒業した者は卒業後8年以上、短期大学又は高等専門学校を卒業した者は卒業後10年以上、高等学校を卒業した者は卒業後12年以上）を有する者
- (3) 日本国籍を有する者

※応募資格を満たしているかどうかを確認するため、最終合格者には、卒業証明書

及び勤務状況を証明する勤務証明書等（以下「証明書等」という。）を御提出いただきます。証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている証明書等の提出があった場合には、採用予定を取り消す場合があります。

※なお、証明書等については給与額を決定する上でも必要となります。証明書等の提出がない期間については、職務経験として通算されない場合があります。

次のいずれかに該当する者は応募できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (4) 採用予定時期までに国家公務員法第 81 条の 6 に定める定年に達する者（令和 7 年度における定年年齢は 62 歳）

4. 採用予定日

令和 8 年 4 月 1 日（水）

※採用予定者の事情に配慮しますので御相談ください。

5. 採用予定数

若干名

6. 職名

文部科学事務官（係長級）

※採用後は国家公務員採用一般職試験合格者相当として任用されます。

7. 選考方法

(1) 選考内容

選考	内容
第一次選考	・ 書類選考（経歴評定） ・ 論文試験（官職に係る能力を有しているかを判断する試験）
第二次選考	・ 適性検査（Web テスト（SPI3））
第三次選考	・ 面接試験（人柄、対人能力等についての試験）

(2) 選考日程

・ 第一次選考

受付期間：令和7年9月16日（火）～令和7年10月26日（日）

合格発表：令和7年11月7日（金）までに合格者へ御連絡します。

・ 第二次選考【令和7年11月中旬頃（予定）】

適性検査：第一次選考合格者の方に日程を御連絡します。

・ 第三次選考【令和7年11月下旬～12月中旬頃（予定）】

面接試験：第二次選考合格者の方に日程を御連絡します。

試験会場：文部科学省（東京都千代田区霞が関3-2-2）

※合格者は令和7年12月下旬頃に決定予定です。

8. 応募方法

メールにて必要書類を送付した上で、エントリー先より必要事項を回答してください。回答をもって、応募完了となります。メール送付・エントリー先への回答のどちらか一方だけでは応募となりませんので御留意ください。

複数部局を併願する場合は、希望する部局の公募要領を御確認の上、必要書類を提出してください。その上で、エントリー先への回答をお願いします。

【必要書類】

- ① 履歴書（別紙様式1）
- ② 職務経歴書（様式自由、A4 1枚程度。これまでの職務経歴について、期間、業務内容（担当業務の詳細、実績、ポジション等）を御記載ください。）
- ③ 小論文（別紙様式2）

【書類提出先】

jinji@mext.go.jp

※メール件名は「令和7年度文部科学省選考採用試験_係長級・一般職相当（文化庁）_〇〇」、添付ファイル名は「履歴書_〇〇」、「職務経歴書_〇〇」「小論文_〇〇」としてください。（〇〇には氏名を記入。）

【エントリー先】

<https://forms.office.com/r/Ndq22bthfC>

【受付期間】

令和7年9月16日（火）～令和7年10月26日（日）（受信有効）

9. 勤務条件等

(1) 標準的な勤務時間

9時30分～18時15分（7時間45分）（休憩時間12時～13時）

※勤務時間については、変更する場合があります。

※業務の都合により、超過勤務が発生する場合があります。

(2) 月曜日～金曜日

（ただし休日＜祝日、年末年始（12月29日～1月3日）＞を除く）

(3) 勤務場所

文部科学省（スポーツ庁・文化庁を含む） 東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁京都庁舎 京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番4

※採用後、文部科学省の所管法人等へ異動することもあります。

(4) 休暇

完全週休 2 日制（土曜日・日曜日）、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、年次有給休暇や、夏季休暇等の特別休暇があります。

(5) 給与

採用時の俸給月額、採用者の経験年数と同程度の経験年数を有する国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）又は国家公務員採用Ⅱ種試験により採用された職員が受ける俸給月額との均衡を考慮して決定されます。

このほか次のような諸手当が支給されます。

- ・地域手当（勤務地に応じ、俸給及び扶養手当に次の割合を乗じた額を支給）
例：東京都特別区 20%、京都市 9%
- ・本府省業務調整手当（本府省の業務に従事する者に対し、行政職俸給表（一）3 級で月額 17,500 円）
- ・扶養手当（配偶者 3,000 円、子（22 歳以下）11,500 円（15 歳から 22 歳の間は 5,000 円加算））
- ・住居手当（家賃月額 61,000 円以上の場合、28,000 円）
- ・通勤手当（1 か月当たりの運賃相当額（150,000 円限度））
- ・超過勤務手当（俸給及び地域手当に応じた単価で支給）
- ・期末・勤勉手当（ボーナス）（年 2 回（6 月、12 月）俸給等の 4.6 月分）
- ・単身赴任手当（100km 以上 300km 未満 38,000 円、300km 以上 500km 未満 46,000 円など距離に応じた額）

（参考）モデル給与例

本省係長級（32 歳）・・・基本給（月額）約 34 万円（俸給＋地域手当＋本府省業務調整手当）

年収約 571 万円（期末・勤勉手当含む）

本省係長級（35 歳）・・・基本給（月額）約 36 万円（俸給＋地域手当＋本府省業務調整手当）

年収約 600 万円（期末・勤勉手当含む）

本省係長級（39 歳）・・・基本給（月額）約 38 万円（俸給＋地域手当＋本府省業務調整手当）

年収約 638 万円（期末・勤勉手当含む）

※この額は、2025（令和 7）年 4 月 1 日現在の「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和 25 年法律第 95 号）の規定によるものです。

※超過勤務手当、扶養手当、住居手当、通勤手当は含まれておりません。

※東京勤務を仮定したモデル例です。

※上記モデル例は、参考であり、実際の算定にあたっては、個人の経歴等や業務内容を踏まえて算定することになります。

(6) 福利厚生

健康保険及び年金は、文部科学省共済組合に加入することになります。

(7) その他

国家公務員宿舎法に基づく公務員宿舎があります。条件が合えば貸与を受けることが可能です。

「国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）」等に基づく守秘義務や兼職制限等が適用されます。

定年は 62 歳（62 歳に達した日以降の最初の 3 月 31 日まで）です。

※令和 5 年度から国家公務員の定年 60 歳（原則）が 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げられ、令和 13 年度に 65 歳（原則）となります（令和 5 年 4 月 1 日施行）。

10. 問い合わせ先

文化庁政策課 担当：玉城、小川

電話：03-5253-4111（代表）（内線 4462 又は 4838） E-mail：[jinji@mext.go.jp](mailto:jinja@mext.go.jp)